

## その5 計画推進の体制

### サービス利用支援体制の推進

○制度・サービスに関する情報提供体制の充実

制度やサービス体系、地域生活支援事業の内容等について、情報提供の充実を図ります。

### ○人材の育成と資質の向上

保健師等の行政職員やサービスの提供に関わる人材の確保、育成及び資質の向上に努めます。

### ○地域資源の有効活用

各種団体やNPO等の活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

### ○事業者の参入促進

利用者のニーズに対応できるように、事業者に対する情報提供等により、参入促進を図ります。

### 計画の推進・評価体制

○関係機関等との連携

行政と町民、各種団体、事業者、企業などが協働のもと、また、近隣市との広域的な連携のもと、障がいのある人が暮らしやすい社会づくりに取り組みます。

○相談支援体制の構築

飯塚市・嘉麻市との連携のもと、「障がい者生活支援センター」や「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（自立支援協議会）」の運営、「障がい者虐待防止センター」の設置により、相談支援体制の充実を図ります。

○給付の適正化

サービス事業者の質の向上や、審査会による「障害程度区分」の適切な認定に努めます。

## 【障がい者生活支援センター 一覧】

事業所名	センター所在地
障がい者生活支援センター BASARA	飯塚市吉原町 6 番 1 号 あいタウン4階
障がい者生活支援センター かさまつ	飯塚市有安 959 番地 4 笠松あんじゃ園内
障がい者相談支援センター たいよう	嘉麻市下臼井 1012 番地 3 つばさ学園内
障がい者生活支援センター さんあび	飯塚市柏の森 956 番地 4
生活相談センター フォスク	飯塚市口原 1061-6

### ○庁内推進体制の整備

庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

### ○計画の点検・評価

「桂川町障害者施策推進協議会」における計画の進行管理や、評価・見直しを行います。

